

平成 25 年度 第 1 回富良野市緑化審議会議事録

日 時 平成 25 年 9 月 30 日 (月) 午前 9 時 57 分～午前 11 時 08 分

場 所 市役所 第 3 会議室

出席者 梶委員、城宝委員、白木委員、西出委員、原田委員、藤井委員、吉田委員、
吉中委員

事務局 外崎建設水道部長、中村都市建築課長、長尾都市建築係長、楠本都市建築係

1. 開 会 (午前 9 時 5 7 分～)

(事務局)

- ・ ただ今より、平成 25 年度第 1 回緑化審議会を開催します。本日は、委員 8 人全員のご出席を賜りました。
- ・ 出席者が過半数を超えていることから、富良野市緑化推進条例施行規則第 10 条の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 辞令交付

(事務局)

- ・ 会議に先立ちまして、審議委員の辞令交付を行います。
- ・ お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場にご起立願います。敬称は省略させていただきます。

【市長より辞令を交付】

3. 市長挨拶

(市 長)

- ・ ただいま、それぞれの委員に辞令交付をさせていただきました。審議会でいただいた意見は、まちづくりの計画の参考とさせていただいているところ。今後、4 年間の任期となるがよろしくお願ひしたい。
- ・ 1 市 4 町 1 村で構成する富良野・美瑛広域観光圏が、今年の 4 月に観光圏として国の再認定を受けた。住んでいる方だけでなく観光で訪れる方にとっても、より良いまちづくりを進めていかなければならない。
- ・ 少子高齢化に伴い人口減少が進んでいる。時代の流れとともに緑化に対する住民の考え方も変わり、緑化と街路樹や公園のあり方が問われている。皆さんからの忌憚のない意見と議論をお願いしたい。

4. 審議事項

(事務局)

- ・ 続きまして、会長・副会長の選出を行います。
- ・ 会長を選出するまで、市長が議長となりまして進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

(市長)

- それでは、会長・副会長の選出を行います。
- 規程では委員の互選ということになっておりますが、選出についてはどのような形で行えばよろしいか、おはかりします。
- 皆さんから特になければ、事務局案を求めたいと思いますが、よろしいですか。

(各委員)

【異議なしとの発言あり】

(市長)

- それでは、事務局案を求めたいと思います。

(事務局)

- 会長は梶委員、副会長は西出委員にお願いしたいと思います。

(市長)

- ただいま、事務局より会長には梶委員、副会長には西出委員との案が示されましたが、みなさんいかがでしょうか。

(各委員)

【お願いしますの発言あり】

(市長)

- それでは、会長には梶委員、副会長には西出委員ということで決定いたします。

(事務局)

- 会長に就任いただきます梶委員は、前に席の移動をお願いします。ここで、梶会長よりご挨拶をいただきます。

5. 会長挨拶

(会長)

- 東大演習林に十数年勤務し、森づくりに携わってきた。引き続きの会長となるがよろしくお願ひしたい。
- 長期的な展望にたったまちづくりを進めていかなければ、観光産業にもつながっていかないと考えている。
- 先の見通しは難しいところもあるが、この4年間で皆さんの協力のもと議論をいただきながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

- ここで、市長は別の公務のため退席します。この後の進行については会長にお願いします。

6. 意見交換

(会長)

- 本日の審議会は意見交換となっておりますが、意見交換に入る前に、それぞれの委員から簡単に自己紹介をいただきたいと思いますので、順番にお願いします。

(各委員)

【各委員より自己紹介】

(会 長)

- ・ ありがとうございます。それでは、事務局より『緑化関連計画策定の経過と今後の課題について』を説明してください。

(事務局)

- ・ 本日は、最初の審議会ということで、富良野市における緑化関連計画の策定の経過、緑化審議会の役割、また、審議会で議論していただくであろう今後の課題について説明させていただきたいと思います。
- ・ まず、1の緑化関連計画策定の経過についてです。昭和30年代からはじまった高度経済成長で、住宅などの都市的な土地利用が急激に進み、都市部での緑地が激減したことを受け、良好な都市環境の形成を図るため、積極的に緑を保全することを目的として、昭和48年に都市緑地保全法が制定されました。
- ・ 当市においても、公園や緑地などの整備目標を定めた富良野市緑のマスタープランを昭和60年に策定し、以降、昭和61年には富良野市緑化推進条例を制定、平成2年には、富良野市緑化推進条例の規定に基づく緑の基本計画として、み緑アップふらの緑化基本計画を策定しました。なお、富良野市緑化推進条例については、資料1として添付しておりますので、ご参照いただければと思います。
- ・ また、富良野市緑化推進条例の制定により、市長の諮問機関として富良野市緑化審議会が昭和62年に設置され、先ほどのみ緑アップふらの緑化基本計画は、緑化審議会での審議を経て、平成2年に策定されたものとなっています。
- ・ このほか、緑化施策の充実に向け、平成元年に公共緑化マニュアル、平成6年に富良野市景観ガイドプランなどが策定されています。
- ・ 平成6年に、都市緑地保全法の一部が改正され、同法に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、緑の基本計画を策定することとなりました。富良野市のように、改正前の法に基づく緑のマスタープランを策定している市町村については、次の計画改定時に緑の基本計画へと移行していくものと規定され、本市では、平成14年1月に現在の富良野市緑の基本計画を策定しました。
- ・ 富良野市緑の基本計画の策定にあたっては、当時の都市緑地保全法に、市町村の都市計画に関する基本的な方針、これは都市計画マスタープランと呼ばれるものですが、その内容に即していなければならないと規定されていたことから、平成10年に策定した富良野市都市計画マスタープランを上位計画として、その内容を踏まえたものとなっています。
- ・ この緑の基本計画は、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施するために、その目標と実現のための施策を定めるものとなっており、その対象区域は、上位計画である都市計画マスタープランの対象区域と同様に、都市計画区域としています。また、計画期間についても、都市計画マスタープランの計画期間とあわせ目標年次を平成29年度に設定しています。

- ここで、都市計画区域とは何なのかという点について補足して説明したいと思います。議案の3ページの下段に、注1として都市計画区域の説明を記載しておりますが、端的に言いますと、都市計画を定めることができる区域で、土地利用を規制する都市計画を決定したり、幹線道路や下水道などの都市計画事業を行うためには、原則として都市計画区域内であることが必要となり、一体の都市として整備や開発、保全する必要がある区域を指定することになっています。
- 続いて、資料3をご覧ください。これは富良野市の都市計画区域を示した図となっております。この図の外側の黒線内が都市計画区域となり2,227haが指定されていて、この都市計画区域が緑の基本計画の対象区域となっています。
- 議案の3ページに戻っていただいて、緑の基本計画の説明を続けさせていただきます。
- 緑の基本計画では、都市計画マスタープランの「まちごと公園に向けて」というキャッチフレーズを継承して、都市計画区域を一つの大きな公園に見立て、大きな公園を創り出す様なイメージでまちづくりの基本方針が設定され、都市計画マスタープランで位置づけられた方針のうち、「自然環境の保全、公園緑地」「都市景観」「都市防災」の3項目について、方針の推進にむけた施策などが盛り込まれています。
- 都市計画マスタープランについては、平成10年の策定以降における、少子高齢化、人口減少、環境問題等の社会情勢の変化や、まちづくり三法などの関連法改正を踏まえ、平成23年2月に第2次都市計画マスタープランへと改定しています。
- ここで言う、まちづくり三法の説明については、同じページの下段に記載しておりますが、これらの法律が都市機能の集約、コンパクトなまちづくりを進めることを目的として改正されていることから、その点について、捕捉して説明したいと思います。
- これは、富良野市だけに限ったことではありませんが、人口が増加していた頃は宅地開発などが進み、都市部の市街地は拡大してきました。また、車社会の進展とともに道路の整備なども進み、比較的大きな商業施設などが中心市街地ではない郊外寄りに建設され、都市機能が拡散するといった状況となりました。
- しかし、現在では少子高齢化が進み人口減少社会を迎え、このような都市を取り巻く環境の変化に対応したまちづくりを進めるために、平成18年にまちづくり三法が改正されました。
- それを踏まえて当市の都市計画マスタープランについても、市街地内の未利用地を有効に活用しながら、原則として市街地を拡大させずにコンパクトな都市構造をめざすことを盛り込んで改定をしたということです。その、緑の基本計画の上位計画である都市計画マスタープランを、「まちごと公園に向けて」というキャッチフレーズはそのままに、先ほどご説明したコンパクトな都市構造を方針として盛り込んで改定したことを踏まえ、今後、緑の基本計画の改定に向けて議論を進めていかなければならないと考えています。
- 続いて議案の4ページ、2の富良野市緑化審議会についてです。緑化審議会は、富良野市緑化推進条例第19条の規定に基づき、その権限に属された事項及び市長の諮問に係る緑化の推進等に関する重要事項の調査審議をするため設置されています。
- 緑化審議会の役割として、1点目、緑の基本計画の策定及び変更に対する調査・審議、2点目、

緑の保全地区、保存樹木、緑化推進地区の指定に関する意見、3点目、緑化の推進等に関する建議、4点目、これらのほか緑化推進について市長が諮問した事項に対する調査・審議の4点が条例で規定されています。しかしながら、ここ数年は、これらの審議事項がなかったため、緑化審議会では街路樹や都市公園などの緑化に関連する課題についての意見交換が中心となっていました。

- 今後、緑の基本計画を改定することになった場合には、審議会で調査・審議をしていただくこととなります。
- 最後に、3の緑の基本計画と実数値の比較についてです。先ほど、ご説明したとおり緑の基本計画は、平成14年1月に策定したのですが、計画の前提条件が人口の増加や市街地面積の拡大を見込んだものとなっています。
- ここでは、緑の基本計画にある計画の前提条件と目標値の一部を抜粋して、どのような内容となっているのかを実数値との比較も含めて説明したいと思います。
- なお、前回の審議会に出席された委員の方には重複する内容もありますが、ご了承いただきたいと思います。
- まず、(1)の緑の基本計画の前提条件についてです。議案に記載しております①と②の表は、緑の基本計画の91ページから抜粋したものです。
- 平成22年まで都市計画区域内人口や市街地人口が増加する見通しとなっていますが、平成22年国勢調査では市街地人口は微増となっているものの都市計画区域内人口は減少しています。また、計画では市街地の拡大を見込んでいましたが、現状では市街地規模は拡大していません。
- 人口減少が進み市街地拡大は見込めない状況の中で、計画の前提条件が合わなくなっており、先ほど説明しましたとおり、平成23年2月に改定した第2次都市計画マスタープランでは、コンパクトな都市構造を方針として盛り込んでいることから、これらのことを踏まえ緑の基本計画の改定に向けた議論を進めていく必要があると考えています。
- 続いて、(2)の緑の基本計画における目標と実績についてです。
- まず、都市公園の整備目標に対する実績については、議案5ページの上段にある表のとおりとなっていますが、平成22年度と比較すると目標の212.46haに対して、供用開始された都市公園の面積は45.39haとなっています。
- 平成22年の都市公園整備目標212.46haは、空知川河川敷地における緑地の整備や新たな宅地造成による市街地拡大に伴う公園緑地の整備などが目標水準に盛り込まれていることから、実績との間に大きな差が生じています。
- 次に、道路や公園などにおける樹木の現状についてです。計画策定以降、公園などの樹木の本数については把握できていませんが、道路の街路樹については樹木の本数が捕捉されており、表のとおりとなっています。
- 平成12年度の数値は、緑の基本計画に掲載されている内容ですが、ツツジ、モンタナマツなどの低木も含めた数値で、現在は、低木の植栽本数については捕捉していないため、平成13

年度、平成 22 年度は高木のみの数値となっています。

- ・ 街路樹については、近年、交差点等の見通し確保のためや、枯損（こそん）のため、倒木のおそれがあるため、根が歩道の舗装を持ち上げて盛り上がる「根上がり」のため、などの理由により伐採を行っていることから、現況の樹木の本数は、捕捉していない低木の本数を含めたとしても、緑の基本計画に掲載されている平成 12 年度の数値を下回ると予想されます。
- ・ また、街路樹の植栽本数が減っているのは別の要因もあります。近年では、街路樹を植栽している地域の住民から、「落ち葉の片づけが大変なので、落葉する前に強剪定してほしい」「花粉アレルギーなので、木を切ってほしい」など、身近に存在する街路樹への苦情は無くなることはなく、街路樹が敬遠される風潮が生まれてきています。その一方で、景観への配慮から強剪定や伐採に反対する市民の声もあります。落ち葉の処理やアレルギーの問題、景観への配慮など多様な意見があり、街路樹のあり方が問われています。
- ・ 繰り返しになりますが、現在の緑の基本計画では、人口の増加と市街地面積の拡大を前提として、都市公園などを大幅に増やす計画となっています。
- ・ 少子高齢化・人口減少といった社会情勢、そして、都市公園や街路樹などの現状なども踏まえ、緑の基本計画の見直しの際には、目標値の見直しも必要になると考えております。
- ・ 雑駁ですが説明については以上とさせていただき、不明な点については、この後の意見交換の中で、ご質問いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

(会 長)

- ・ ただ今の説明に対して、質問や意見はありますか。

(会 長)

- ・ 確認ですが、先ほどの事務局の説明では、緑の基本計画の改定は必要だという内容だったと受けとめますが、そういうことでよろしいですか。

(事務局)

- ・ 緑の基本計画の上位計画であります当初の都市計画マスタープランは、平成 10 年から平成 29 年までを計画期間としていましたが、それには中間年で見直すことが盛り込まれておりました。
- ・ しかしながら、緑の基本計画では、上位計画である都市計画マスタープランを踏まえて計画期間を平成 29 年までとすることは記載されているものの、中間年で見直すことは盛り込まれていませんので、このままでも平成 29 年まで計画期間はあるということとなります。
- ・ 都市計画マスタープランは、中間年として平成 19 年で見直す予定となっておりましたが、都市計画マスタープランの上位計画である総合計画が、人口減少や世帯数の現状などを踏まえて改定されることとなり、それに合わせて都市計画マスタープランも平成 21 年度と平成 22 年度の 2 カ年で見直しの議論を進め、平成 23 年の 2 月に策定し計画期間を 20 年後の平成 42 年までとしました。
- ・ 総合計画や都市計画マスタープランの中では、既に少子高齢化や人口減少を見込んだ計画になっており、計画の骨格の部分が変わってきておりますので、事務局としては、平成 29 年を待たずして改定をすべきと考えているところです。

(会 長)

- ・ 事務局としては、改定を具体的に進めていきたいということですが、それについての意見はありますか。

(委 員)

- ・ 今の説明で概ね理解はできたのですが、都市計画マスタープランの中での緑化の方針や今後の富良野市の将来像、人口減とか世帯減とかもあるんですけども、移住や定住の促進もやっていると思いますので、それらの入り込みはあるのかなのか。
- ・ 基本的な考え方を整理しておかないと将来像にはつながらない。今の現状で、街路樹についても邪魔者扱いされているということが一部ではあるようなので、そういったところも少し整理しておかないと、将来像に向けてのプランにはつなげていけないと思いますので、その辺を少し整理していければいいのかなと考えます。

(事務局)

- ・ 第2次都市計画マスタープランにはコンパクトシティという方針は盛り込んでいますが、市の人口を減らすことを目標にはしておりません。移住の方が来た時に、市街地に住みたい方は市街地に、農村部に住みたい方は農村部に行ってもらおうという考え方となっています。
- ・ 第2次都市計画マスタープランでは、市街地を拡大しないことと、あわせて、農地として保全すべきエリアを整理しています。宅地などで開発された場合は緑の確保といった観点から公園などを整備するということになりますが、農地として保全する場合には、農地自体が緑として確保されるということになります。
- ・ 現在の緑の基本計画は、新たな宅地開発などで市街地の拡大が進み、公園を新設する、道路を新設して街路樹を植えるといったことが想定されていますが、第2次都市計画マスタープランは、市街地を拡大せずに既存の市街地を基本としてまちづくりを進めていく、その中で緑を確保・維持していこうという考え方になっていますので、それに合わせて、緑の基本計画も改定する必要があると事務局では考えているところです。

(会 長)

- ・ よろしいでしょうか。他にご意見ございますでしょうか。

(会 長)

- ・ なければ、緑の基本計画の改定を進めていくことを、審議会の意見としてまとめたいと思います。
- ・ 最後に、建設水道部長より一言お願いします。

(建設水道部長)

- ・ ご審議いただき、ありがとうございます。
- ・ 緑の基本計画の改定を進めていくということで、ご意見いただきました。今後、市の内部での準備を進めていきたいと考えております。
- ・ 改定にあたっては、審議会の中で皆さんのご意見をいただきながら進めていくこととなりますので、よろしくお願いたします。

7. その他

(会 長)

- ・ その他にうつります。事務局から何かありますか？

(事務局)

- ・ まず、審議会の議事録についてですが、取扱指針により市のホームページに公表することとなっています。公表前に議事録を各委員に送付し、期日を限らせていただいて訂正等がある場合は、それまでに連絡をもらうということで、連絡が無い場合は、ご了解いただいたものとして公表するという流れで、内容を確認していただいた上で公表することにしたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思えます。
- ・ 次回の審議会についてですが、緑の基本計画の改定に向けた基礎資料等を整理した後での開催ということで、来年の5月又は6月頃で予定をしております。近くなりましたら、ご案内させていただきますので、よろしく申し上げます。
- ・ 最後に、市民植樹祭のご案内です。市民植樹祭が10月26日の土曜日の10時から開催されることとなり、緑化審議委員の皆さんへの案内の依頼が、担当しております農林課耕地林務係よりありましたので、ご案内させていただきます。後ほど、あらためて文書によりご案内させていただきますので、都合のつく方は参加いただきますよう、申し上げます。

8. 閉会（午前11時08分）